

令和6年度ひたちなか大洗地域渋滞対策に係る実証実験業務委託仕様書

1 件名

令和6年度ひたちなか大洗地域渋滞対策に係る実証実験業務

2 目的

ひたちなか大洗リゾート構想推進協議会（以下、「協議会」と言う。）では、県内屈指の観光地であるひたちなか大洗地域について、よりおしゃれて洗練されたリゾートとすることを目指し「ひたちなか大洗リゾート構想」を推進している。

その中で、観光繁忙時期に自家用車等を利用した来訪者の集中により交通渋滞が発生し、観光客の円滑な周遊を妨げ、来訪者の満足度の低下、観光機会損失に繋がっていることが懸念されている。

本業務は、「令和3年度ひたちなか大洗地区交通状況調査（解決策提案型）」業務において取りまとめた渋滞対策の一部について実証実験を実施し、その効果を検証するものである。

3 委託期間

契約締結の日から令和7年2月28日（金）までとする。

4 委託業務の内容

上記2の目的を踏まえ、受託者は以下の業務について企画、提案し、協議会と協議しながら実施すること。

別紙1「委託業務内容の説明書」、別紙2「令和6年度渋滞対策事業計画図」を参照すること。

(1) ひたちなか大洗地域における実証実験

- ア 対象施設等への主要アクセス路における迂回路誘導
- イ その他、本事業に必要な実証実験の提案

(2) 実証実験の分析及び渋滞対策の提案等

- ア 実証実験結果に係る情報等の収集・整理
- イ 渋滞対策の効果検証・分析
- ウ 今後の渋滞対策の追加提案等

(3) 関係機関等との協議用資料の作成等

- ア 関係機関等との協議用資料の作成
- イ 関係機関等への説明

(4) その他

5 業務委託完了時に提出する成果品

- ・実施報告書（A4縦、左綴じカラー印刷） 1部
- ・データを収めたDVD-Rディスク一式 1部
（データの修正・活用に資するため①Word、Excel 又は PPTX、②PDF、③JPEG 形式で保存）

6 業務

- (1) 本業務は、これまでの協議会事業の内容を踏まえて実施すること。
- (2) 本業務に関する打合せを必要に応じて随時行うものとする。
- (3) 本仕様書は、協議会と受託者が協議のうえ、必要に応じて改正することができる。

7 その他

(1) 実施体制の確保

受託者は、履行期限内に円滑に事務がすすめられるよう、十分な体制で臨むこと。また、業務にあたっては、安全面に十分配慮すること。

(2) 協議事項

仕様書に定めがない事項や業務に疑義が生じたときは、その都度、協議会と受託者が協議をして業務を進めるものとする。

(3) データ等の帰属

- ・本業務において知りえたデータおよび成果は、協議会に帰属するものとし、これらのデータ等を協議会に許可なく使用し、または第三者に提供してはならない。
- ・受託者は、成果品に係る知的財産権を有する場合においても、これを行使しないものとする。

【委託業務内容の説明書】

本業務委託は、「令和3年度ひたちなか大洗地区交通状況調査（解決策提案型）」業務において取りまとめた渋滞対策の一部について実証実験を実施し、その効果を検証するものである。

- ・当該業務について、目的を達成するための最低限必要と考える事項や考え方等について、下記のとおり提示する。その点を留意の上、提案書を提出すること。
- ・なお、渋滞解決を目指す地域については、ひたちなか大洗地域に存在する主要観光施設の周辺地域や施設間を結ぶ周遊ルートのほか、施設から高速道路のインターチェンジまでのアクセス道等についても対象地域に含むものとする。

記

1 ひたちなか大洗地域における実証実験

過去の調査や実証実験等で渋滞原因と考えられる観光施設の周辺において、以下の実証実験を実施する。（別紙2「令和6年度渋滞対策事業計画図」参照）

(1) 対象施設等への主要アクセス路における迂回路誘導

ア 那珂湊おさかな市場周辺

- ・時期：秋の繁忙期の週末（最低4日間）
- ・対象エリア：当該施設周辺及び混雑が想定される一般道、混雑緩和に効果が見られると想定される一般道
例）水戸那珂湊線、那珂湊環状線及び那珂湊海岸線を含むエリア
- ・対象箇所：上記対象エリア周辺の15箇所程度を想定
例）魚市場前交差点、湊本町交差点、酒のやまや那珂湊店前の交差点等（想定箇所は15箇所としているが、受託者において下記（2）ETC2.0プローブデータや既知の資料等を活用して、設置箇所を選定すること。）
- ・内容：誘導看板（15本程度）設置による迂回路誘導等
看板等の設置に係る各種申請（道路使用許可、路上作業届等）
※誘導看板等のサインについて、最終的な記載内容は、協議会と協議のうえ決定する。
- ・その他：上記の内容以外で実証実験に係る具体的な企画案等があれば、提案書に記載すること。

イ 大洗サンビーチ周辺

- ・時期：「Night Park OARAI」開催時（10月18日（金）～20日（日）の3日間）
- ・対象エリア：大洗サンビーチ周辺及び、訪問時に混雑が想定される町内の一般道
- ・対象箇所：上記対象エリア周辺の15箇所程度を想定
例）大洗サンビーチ入口交差点、マリントワー南交差点、大洗駅入口交差点等
（想定箇所は15箇所としているが、受託者において下記（2）ETC2.0プローブデータや既知の資料等を活用して、設置箇所を選定すること。）
- ・内容：誘導看板（15本程度）設置による迂回路誘導等
看板等の設置に係る各種申請（道路使用許可、路上作業届等）
※誘導看板等のサインについて、最終的な記載内容は、協議会と協議のうえ決定する。
- ・その他：上記の内容以外で実証実験に係る具体的な企画案等があれば、提案書に記載すること。

(2) その他、本事業に必要な実証実験の提案

渋滞対策において「2 渋滞原因の分析及び渋滞対策の提案等」に資するために必要な調査がある場合、具体的に協議会に提案のうえ、実施する。

※貴社で想定する内容について、提案書に記載すること。

2 実証実験の分析及び渋滞対策の提案等

(1) 実証実験結果に係る情報等の収集・整理

- ・観光繁忙時期において発生している渋滞について、上記1により得たデータ等を収集・整理を行うこと。

(2) 渋滞対策の効果検証・分析

ア 渋滞対策の実証実験の効果検証

- ・理論値や過去のデータ（ETC2.0プローブデータを含む）と今回の実証実験で得られたデータ内容を比較し、具体的な効果を検証すること。

イ 渋滞対策の実証実験の分析及び考察

- ・上記アの結果を踏まえ、今後同様の渋滞対策の実証実験を実施する場合、地域にもたらす影響について考察すること。（施策実施による主要交差点等への影響等を考察）

(3) 今後の渋滞対策の追加提案等

ア 課題の整理等

- ・上記（2）で考察した内容について、今後さらに必要な施策のメリット・デメリットを整理すること。

イ 渋滞対策の提案

- ・上記アの課題について、より渋滞対策として効果が見込まれる施策等があれば提案すること。
- ・提案は、渋滞対策の実現に資するよう具体的な内容（実施する施策、実施に際しての課題、課題解決のための方法等）を提示すること。

ウ 渋滞対策の提案項目（例示）

① 駐車場の運用による渋滞対策

例：料金設定による駐車分散化

例：予約制の導入

例：駐車場の増設・出入口の増設

② 流入規制等による渋滞対策

例：一方通行規制

例：パークアンドバスライド（交通規制併用）

例：ロードプライシング

③ ICTやAI等を活用した渋滞対策

例：ICTやAIを活用した信号抑制等交通マネジメントシステムの導入

例：ロードプライシング

④ ハード対策

例：道路改良（車線の増設、右折レーン延長）

例：道路・橋梁の整備

⑤ その他

3 関係機関等との協議用資料の作成等

(1) 関係機関等との協議用資料の作成

- ・上記1～2の検討結果をパワーポイント形式A4サイズ10枚程度でとりまとめた資料を作成すること。

(2) 関係機関等への説明

- ・ひたちなか市、大洗町へ実証実験の事前協議及び説明を行うこと。(最低各1回)
- ・実証実験を行う際に必要な道路使用許可等の申請について、申請先に説明を行うこと。
- ・実証実験の実施内容について、協議会等において説明を行うこと。(中間、最終の2回を想定)

4 その他

- ・協議会の求めに応じ、適宜打ち合わせを実施すること。(想定3回)
- ・渋滞原因の把握及び対策案の提案に効果的でないと判断される事情が生じた場合は、協議会に対しそれに代わる調査等を提案すること。
- ・協議会から資料等の提供があった場合は、「2 渋滞原因の分析及び渋滞対策の提案等」に資するため、適切な活用を図ること。

1 ひたちなかエリア



迂回誘導看板の設置

動線の要所に看板等を設置し、空いている駐車場へ誘導。

- 迂回路誘導看板（必須）
- 案内看板（任意）
- 満空情報看板（任意）



or



看板イメージ（一例）



2 大洗エリア



迂回誘導看板の設置

動線の要所に看板等を設置し、来訪時及び帰宅時の駐車場からの出入りを誘導。

- 迂回路誘導看板（必須）
- 案内看板（任意）
- 満空情報看板（任意）

来訪時の迂回路誘導看板のイメージ（一例）



ご当地キャラ使用（予定）